

# 風しんに関する特定感染症予防指針を改正する件（案）について（概要）

平成 30 年 8 月 9 日  
健康局結核感染症課

## 1. 改正の趣旨

- 風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号。以下「指針」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき、風しんに係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等を図るために定められた指針である。
- 指針は、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更することとされており、今般、昨今の風しんを取り巻く状況の変化を踏まえ改正を行うもの。

## 2. 改正の概要

- 昨今の風しんを取り巻く状況の変化を踏まえ、以下の内容を指針に追加する。
  - ① 定期の予防接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
    - ・ 国が、都道府県を通じ、各市町村に対して、第 1 期及び第 2 期の定期接種率がそれぞれ 95% 以上となるように働きかけること
    - ・ 麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけること
  - ② 児童福祉施設等及び医療機関等の職員等のうち、0 歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、風しんの予防接種を受けることを強く推奨すること
  - ③ 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、風しんの予防接種を受けることを推奨すること
  - ④ 抗体検査において陰性又は抗体価が低いという結果が確認された場合に、確実に風しんの予防接種を受けることにつなげることが重要であること
  - ⑤ 広域感染発生時の対応を強化するため、
    - ・ 国が、都道府県等間での情報共有及び連携体制の方針を示し、技術的援助の役割を積極的に果たすこと
    - ・ 各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること
- その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠法令

- 感染症法第 11 条第 1 項及び予防接種法第 4 条第 1 項

## 4. 告示日及び適用期日

- 平成 30 年 9 月下旬（予定）